

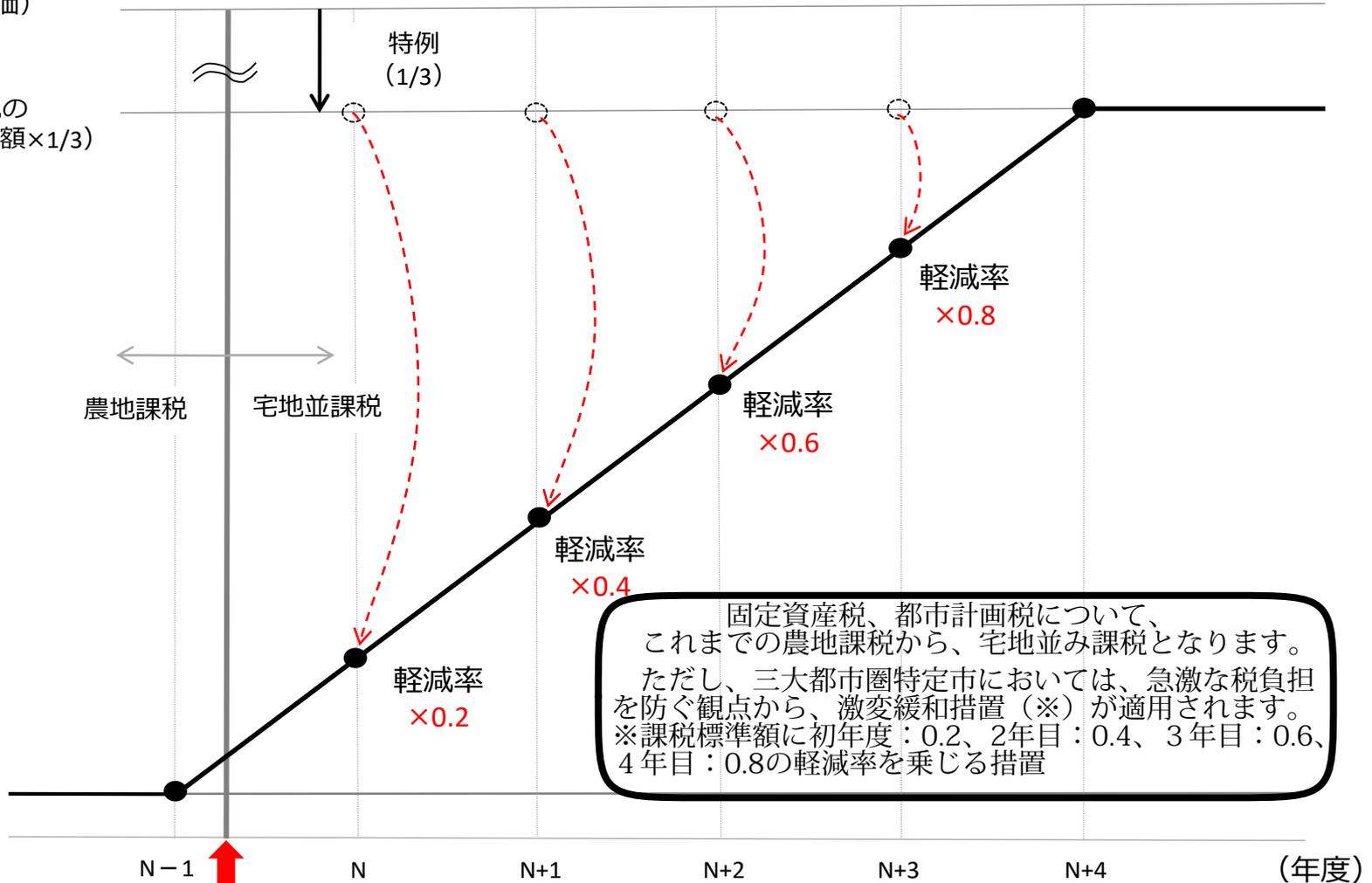
固定資産税等の激変緩和措置のイメージ

(特定生産緑地に指定されない生産緑地<三大都市圏特定市>を対象)

評価額 (課税標準額)

評価額 (宅地並評価)

市街化区域農地の
本則課税標準額 (評価額×1/3)



都市計画決定から30年経過
(特定生産緑地に指定しない)

固定資産税、都市計画税について、
これまでの農地課税から、宅地並み課税となります。
ただし、三大都市圏特定市においては、急激な税負担
を防ぐ観点から、激変緩和措置(※)が適用されます。
※課税標準額に初年度：0.2、2年目：0.4、3年目：0.6、
4年目：0.8の軽減率を乗じる措置